

募集要項

令和8年度 感染症危機管理リーダーシップ研修（短期） （厚生労働省委託事業：感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業）

■ 対象者・受講資格

以下の1～5をすべて満たすものとする。

1. 将来、地域の感染症危機管理対応においてリーダーシップを発揮し、活躍する意欲のある者
2. 本研修の全てのプログラムを受講できる者（他の機関等で提供される研修を除く）
3. 都道府県、政令市、特別区及び保健所設置市がある自治体職員^{※1}（保健所職員、地方衛生研究所職員及び医療機関の職員を含む。）
4. 若手からミッドキャリア層で、感染症に関連する職務経験^{※2}を持ち、その所属機関や所属部署の長が適当と認め、推薦する者（55歳以下を目安）
5. 国家公務員倫理規定や情報セキュリティポリシー等について理解し、遵守できる者

^{※1}現在は自治体職員ではないが、派遣時に自治体職員の身分で研修に参加できる者を含む。

^{※2}感染症に関連する職務経験については、行政、臨床、研究、広報・コミュニケーションなどいずれかの分野を含む。研修生に医療に関連する資格は必ずしも必要でなく、個々の専門分野に応じた知識と経験を有することが望まれる。

■ 定員

30名程度

■ 申込方法

所属機関において以下の必要書類を取りまとめの上、感染症危機管理リーダーシップ研修事務局宛てメールにてお申込みください。（個人での申込は受付けておりません）。

3日以内（土日祝日除く。）に受領メールを事務局より返信します。受領メールが届かない場合にはお問い合わせ先にご連絡ください。

【必要書類】

（応募者の所属機関が作成する書類）

- ①所属機関の研修推薦・参加承諾書（指定）

（応募者が作成する書類）

- ②研修申込書（指定）

※上記の指定の様式については、感染症危機管理リーダーシップ研修ホームページ

(<https://idcl.jihs.go.jp/short.html>) からダウンロードください。

【送付先】

感染症危機管理リーダーシップ研修 事務局

Email : le-jinzai★jihs.go.jp (★を@に変えてください。)

■ 選考について

応募期間：令和8年5月11日（月）～ 6月2日（火）16時必着

1次選考（書類選考）：書類選考の結果については、令和8年6月26日（金）目処で事務局から、応募いただいた衛生主幹部局にメールで連絡します。

2次選考（面接試験）：令和8年7月6日（月）～8日（水）にWebで実施します。

※応募状況を鑑み、対象者にご連絡する予定です。

受講決定：令和8年7月31日（金）頃予定

■ 研修生の決定について

1. 1次選考（書類選考）通過者に対し、2次選考（面接試験）を行い、受講の可否を決定します。
2. 研修生の決定には、ジェンダーバランスを含めた多様性やコミュニケーション能力、職種及び所属自治体の地方区分^{※3}を考慮します。また本研修では、より多くの自治体にご参加いただくため、研修生決定の判断の際には、応募者の所属機関や自治体における過去の参加実績も考慮したうえで決定させていただく場合がございます。
3. 研修生決定通知及び関係書類は事務局から、応募いただいた衛生主幹部局宛にメール連絡いたしますので、研修申込者に御連絡をお願いします。
4. 研修生の決定後に応募時の研修申込者と異なる者への変更は認めておりません。
5. 研修生の決定後の受講辞退は原則認めておりません。

※³地方区分は以下のとおり。

北海道 （北海道）

東北 （青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）

北関東 （茨城、栃木、群馬、山梨、長野）

南関東 （埼玉、千葉、東京、神奈川）

東海 （静岡、岐阜、愛知、三重）

北陸 （新潟、富山、石川、福井）

近畿 （滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫）

中国 （鳥取、島根、岡山、広島、山口）

四国 （徳島、香川、愛媛、高知）

九州 （福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島）

沖縄 (沖縄)

■ 身分・処遇等

研修の間、所属する自治体の職員として参加いただきます。

研修生に対する給与・諸手当等は派遣元において負担となります。

■ 受講料

受講料は必要ありません。

■ お問い合わせ先 (お問い合わせは原則、Email でお願ひします。)

感染症危機管理リーダーシップ研修 事務局

(厚生労働省委託事業：感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業)

〒162-8655 東京都新宿区戸山 1-21-1

国立健康危機管理研究機構 危機管理・運営局 企画調整部 政策研究課 研究開発連携室

Tel:03-3202-7181(代表) Email : le-jinzai★jihs.go.jp (★を@に変えてください。)

■ その他

- 移動費、交通費、食費、滞在費等は自己負担または派遣元が負担するものとします。
- 派遣元の衛生主管部局において、研修生の代替職員を雇用する場合には、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金を活用することができます。
- 受講決定に至らなかった方の応募書類・応募データはすべて事務局にて責任を持って廃棄いたします。

以上